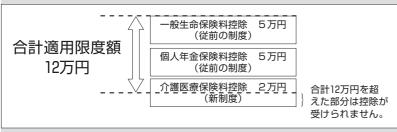


#### 生命保険料控除の変更点 ▲図1



新規に介護医療保険料控除の適用を受ける場合は、 ▲図2 各控除額を合算して12万円が限度に

りますので、ご注意くだ

うな取り扱いがあった場 新した契約でも、次のよ

取り扱い日以降

主たる内容とする契約の

介護医療保険契約等を

となり、介護医療保険契 範囲(金融庁告示36号) られなくなった特約もあ

保険料控除の適用が受け

12月31日以前に契約・更 ②2011 (平成23) 年

特約

ガンに罹患したことま

の対象となる契約

込保険料累計額のいず

れか大きい額を限度と

給付する特約で、生命

方、災害や傷害に伴

12月31日以前に契約・更 ※2011 (平成23) 料控除の適用が受けられ なくなった特約の名称例) 【新制度により生命保険 災害入院特約 災害割増特約

も新制度が適用されま

特約の更新や、 合(ただし生命保険料 特約を中途付加した場 控除対象外の特約は除 更新をした場合 契約の のいずれかに該当するこ 約等の死亡保険金額が次

とが条件です。 責任準備金または既払 限度とするもの 入院日額の100倍を

解約返戻金が高額であっ る死亡保障のある特約 保障する契約または特約 または満期返戻金や 上記の限度を超え

介護医療保険契約等を

ここが 知りたいり

ふれあい歯科新聞

診療日記国国

度とするもの 保険金の5分の1を限 たは要介護状態に該当 した場合に支払われる の計算方法 (表5~8) ~4)。生命保険料控除 についてもあわせて掲載 しますのでご参照くださ

ります。 たり、 ますが、保険会社から送 を受けられない場合があ 付金がある契約や特約 でご確認ください(表1 付される「控除証明書\_ 実際の適用例を例示し 介護医療保険料控除 無事故の場合の給

2840 0 0 1-4-

@

66

経税部 だより

# 年末調整のポイント

## 生命保険料控除の変更点

合計適用限度額

得控除最高5万円)を受 (年金保険料控除 (各所 旧生命保険料控除、 個

控除額が減額されること けている方が、この改定 現在加入契約の所得

はありません

療保険料控除の適用を受 されます (図2)。 合算して12万円が限度と ける場合は、各控除額を ただし、新規に介護医

①2012 (平成24) 年 れ以降の契約) 新した契約(契約日がそ 月1日以降に契約・更

受けられなくなっ 生命保険料控除が

介護医療保険料控除 義変更をした場合 告知や診査が必要な名 制度の適用時期

料控除が受けられます。 これまでどおり保険 した契約のこれら特約 料控除」については従来 ※火災保険の「地震保険 と変更ありません。 契約転換をした場合

用されます。 23) 年12月31日以前に契 医療保険料控除」が加わ は、これまでどおり旧制 約・更新した生命保険 除限度額が各々4万円 内容とする主契約や特約 の、介護(費用)保障ま 約・更新した生命保険 されています。 について、新たに「介護 険料控除のしくみが改定 には医療<br />
(費用)保障を 八年金保険料とともに控 (合計12万円) になりま た。2011 (平成 (年末調整) 時の生命保 今年分から、確定申告 今年1月1日以降に契 (限度額5万円) 般生命保険料と個

## 保険料控除の適用例

旧制度のみ加入の場合 ※旧制度の保険料控除が適用

	旧制度		新制度		合計控除額
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	185,000円	50,000円	なし	なし	100.000⊞
介護医療	なし	なし	なし	なし	100,000
個人年金	120,000円	50,000円	なし	なし	

#### 新制度のみ加入の場合 ※新制度の保険料控除が適用

	旧制度		新制度	新制度	
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	なし	なし	100,000円	40,000円	120 000
介護医療	なし	なし	85,000円	40,000円	120,000円
個人年金	なし	なし	120,000円	40,000円	

#### ※控除限度額120,000円に制限 旧制度、新制度の双方に加入の場合(1)

	旧制度		新制度		合計控除額
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	120,000円	50,000円	なし	なし	120.000円
介護医療	なし	なし	85,000円	40,000円	120,000
個人年金	120,000円	50,000円	120,000円	なし	

#### 表4 旧制度、新制度の双方に加入の場合(2) ※一般生命保険料控除は旧制度を適用

	旧制度		新制度		合計控除額
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額	
一般	120,000円	50,000円	60,000円	35,000円	115.000円
介護医療	なし	なし	15,000円	15,000円	110,000
個人年金	120,000円	50,000円	なし	なし	

〈新制度(全体の所得控除限度額 120,000円)〉

〈新制度(全体の所得控除限度額 70,000円)〉

20,000円超40,000円以下 支払い保険料等×1/2+10,000円

控除金額

支払い保険料の全額

支払い保険料等×1/4+20,000円

控除金額

支払い保険料の全額

支払い保険料等×1/2+6,000円

支払い保険料等×1/4+14,000円

-律28,000円

-律40,000円

## 生命保険料控除の計算方法

所得税

表8 住民税

年間の支払保険料

20,000円以下

40,000円超80,000円以下

年間の支払保険料

12,000円以下

12,000円超32,000円以下

32,000円超56,000円以下

56,000円超

80,000円超

所得税 〈旧制度(全体の所得控除限度額 100,000円)〉

	1+ +>/// 13111/3112/3CDX 100 (000 17/)
年間の支払保険料	控除金額
25,000円以下	支払い保険料の全額
25,000円超50,000円以下	支払い保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払い保険料等×1/4+25,000円
100.000円超	一律50.000円

住民税 〈旧制度(全体の所得控除限度額 70,000円)〉

年間の支払保険料	<b>控除金額</b>
15,000円以下	支払い保険料の全額
15,000円超40,000円以下	支払い保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払い保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

※旧制度の生命保険料控除の計算方法、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通 ※新制度の生命保険料控除の計算方法は、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通

## 医院新聞のご案内



「医院新聞」は、歯科医院と患者 さんを結ぶコミュニケーション紙で す。ぜひご利用ください。

## **---- ここがオススメ! ---**

- 1. 基本紙面は協会が責任編集
- 2. 記事の差し替えで個性が光る
- 3. 年間1800件超の患者さんの声
- ◇B5サイズ・4分·・オールカラー ◇偶数月25日発行 ◇100部14,100円から

お問い合わせ:大阪府歯科保険医協会(☎06-6568-7731)

## 新刊『今日からできる歯科訪問診療の手引き』2012年版

て必要な知識をま 歯科訪問診療の入門書とし た1冊。

新設された周術期口腔機能管理の解説の追加や、 居宅療養管理指導など2012年診療報酬・介護報酬の 同時改定を受けて保険請求についての解説を大幅に 変更しています。診療の一助にご活用ください。

## 主な内容

- ◆歯科訪問診療・居宅療養管理指導の保険請求
- ◆摂食嚥下障害へのアプローチ
- ◆安全管理と全身疾患への対応
- ◆認知症高齢者への対応



A 4 判83ペーシ 定価: 1500円 (送料込み)

ご注文は大阪府歯科保険医協会・組織部(06-6568-7731)まで